



地方独立行政法人

令和8年度実施

神奈川県立病院機構職員採用試験

受験案内（経験者採用）

薬剤師

神奈川県立病院機構では、県立5病院（足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター、がんセンター、循環器呼吸器病センター）の運営を行っております。

第4回採用試験（令和8年9月4日選考）を実施します。

1 募集概要（採用予定人員、職務内容等）

職 種	採用予定人員	職 務 内 容	勤 務 先（※）
薬剤師	3名程度	調剤業務、薬剤管理指導業務、病棟薬剤業務等	足柄上病院 こども医療センター 精神医療センター がんセンター 循環器呼吸器病センター ※人材育成の観点等から、採用後必要に応じて他の所属（県立5病院）へ人事異動が行われる場合があります。

2 採用予定日、試験日程

	応募締切	選考日	合格発表	採用予定日
第4回	令和8年8月20日（木）	令和8年9月4日（金）	令和8年9月14日（月） ※合格後の意向確認期間は2週間程度	令和9年1月1日
第5回	令和8年10月15日（木） ※予定	令和8年10月30日（金） ※都合により変更する場合有	令和8年11月9日（月） ※合格後の意向確認期間は2週間程度	令和9年4月1日

※第1～3回（4～6月実施）採用試験は終了しました。

※第5回採用試験の実施については、現時点での予定です。実施の可否は9月下旬以降に決定する予定です。なお、現時点では、お申込みいただけませんのでご注意ください。

申込については、「9 受験手続」をご参照ください。

なお、申込フォームの入力のみでは申込とはなりません。必要書類のアップロードをもって申込完了となりますのでご注意ください。

3 受験資格

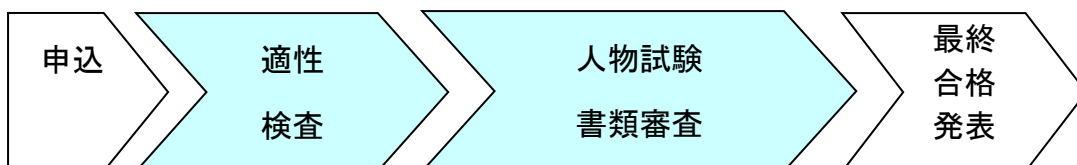
職 種	受 験 資 格
薬剤師	次のすべての要件に該当する人 ・昭和40年4月2日以降に生まれた人 ・薬剤師免許を有する人 ・薬剤師として、医療機関における職務経験、または調剤薬局での調剤経験が2年以上ある人（医療機関、調剤薬局の経験を合わせて2年以上でも可） ※第4回採用試験では令和8年12月末時点、第5回では令和9年3月末時点で2年以上の経験があれば受験が可能です。

(注) 職務経験について

- 「職務経験」の算定に当たっては、6か月以上継続して就業していた期間（非常勤、アルバイト（フルタイム勤務以外）は除く）が該当し、職務期間が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合には、いずれか一方のみの職歴に限りです。
 - 正規の職員と同じ勤務形態であれば、契約社員や派遣社員としての職務経験も含みます。
 - 最終合格された方には、職務経験期間確認のため、職務経歴証明書を提出していただきます。
- ※職務経験期間の証明ができない場合、採用されないことがあります。

- ◎ 外国籍の人でも受験できます。ただし、就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
- ◎ 次に該当する人は、受験することができません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ◎ 勤務場所には、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の対象となる施設が含まれており、対応を予定しています（詳細は「10 勤務条件」に記載）。

4 選考フロー



5 試験日程・方法等

内容	内 容	期日・日程	場 所	時 間
申込	採用試験申込 フォームへの入力	第4回 8月20日（木）まで 第5回 10月15日（木）まで	—	—
適性検査	適性検査（性格） （WEB受検） ※申込から3日程度 で案内を送付します （土日除く。）。	指定する期日までに受検 ※期日までに受検していない方は 人物試験を受験できません。	インターネット環境 が整った場所（自宅 等） ※WEBカメラ付きの パソコンが必要です。 （内蔵カメラ又は外付 けカメラ必須）	約15分
書類審査	採用試験申込内容 について審査	—	—	—
人物試験	個別面接1回	第4回 9月 4日（金） 第5回 10月30日（金）	神奈川県立病院機構 本部事務局 （横浜市栄区小菅ケ 谷1-2-1）	約20分
合否決定	書類審査結果及び 人物試験結果を総 合的に判断し決定	第4回 9月14日（月） 第5回 11月 9日（月）	当機構ホームページ に掲載	—

【試験受験にあたっての注意事項】

- ・ 上記期日までにご応募いただいた方には、指定する期日までに適性検査（性格）を受けていただく必要があります。指定された期日までに受験していない場合は、人物試験を受験することはできません。適性検査（性格）は、申込いただいてから案内します。
 - ・ 人物試験の日程は、適性検査受検後に案内します。
 - ・ 人物試験は、受験する順番によって待ち時間が発生する可能性がありますのでご了承ください。
 - ・ 受付終了後にお越しの場合は受験できません。ただし、鉄道の不通、遅れによるときは、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。
 - ・ 試験会場は変更となる場合があります。（変更時には受験者あて別途通知します）
- ※ 第5回の採用試験については、現時点での予定です。

6 合格発表

試 験	発 表 日	方 法
第4回	令和8年9月14日（月）	合否にかかわらず、全員へメールにより 通知します。
第5回	令和8年11月9日（月）	

- ※ 当機構ホームページ（<https://kanagawa-pho.jp/>）に合格者の受験番号を掲載します。
- ※ 個人情報保護の趣旨から、ホームページには受験番号のみを示し、氏名は掲示しません。
- ※ 第5回の採用試験については現時点での予定です。

7 試験結果の開示

試験の結果については、人物試験受験者全員に対して、成績の総合ランクを合否通知内で開示します。ただし、人物試験受験前の辞退者、棄権者を除きます。

8 採用予定日

試験	採用予定日
第4回	令和9年1月1日
第5回	令和9年4月1日

9 受験手続

(1) 申込フォームの入力	神奈川県立病院機構のホームページ内「採用情報」にアクセスし、「医療技術職（薬剤師・経験者採用）採用試験（令和8年度実施）」の採用試験申込フォームから申込みをしてください。  ※基本情報の入力の他に志望動機（300字以内）、自己PR（200字以内）、これまで力を注いできたこと・そこから得たもの（200字以内）、これまでの職務経験を踏まえ、神奈川県立病院機構でやってみたい仕事（200字以内）の入力があります。時間に余裕をもって申込みしてください。 ※入力したメールアドレス宛てに受付確認の自動メールを送ります。 ドメイン設定（受信拒否設定）をされている場合、メールをお送りすることができません。ドメイン設定を解除する、又は『@kanagawa-pho.jp』を受信リストに加えてください。 ※本試験を申し込む人は、<u>令和8年4月から令和9年3月の期間に実施する当機構の他の採用試験に申し込むことは出来ません</u>（契約・非常勤等の常勤（正規）職員採用試験以外は申込可能）。				
(2) 必要書類のアップロード ※ 申込フォームの入力のみでは申込完了とはなりません。必要書類の提出をもって申込完了とします。	エントリー後、マイページにログインし、マイページ上に表示される提出フォームから必要書類をアップロードしてください。（マイページのログイン方法については、受付確認の自動メールでお知らせします。） ①顔写真 正面から撮影したもの。縦横比4：3に限ります。 ②申込職種に該当する免許証の写し（A4サイズに縮小） <table border="1" data-bbox="501 1664 1434 1758"> <thead> <tr> <th>職 種</th><th>提 出 書 類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬剤師</td><td>薬剤師免許証の写し</td></tr> </tbody> </table>	職 種	提 出 書 類	薬剤師	薬剤師免許証の写し
職 種	提 出 書 類				
薬剤師	薬剤師免許証の写し				
(4) 申込期限	<u>令和8年8月20日（木）</u> ※申込フォームへの入力及び必要書類のアップロードを上記期日までに行ってください。				

(5) その他	・提出していただいた書類等は返却しませんので、ご了承ください。 ・最終合格発表後、採用前に最終学歴の「卒業証明書」及び「職務経歴証明書（在職証明書）」を提出していただきます。必要書類の提出がない場合には、当機構では採用できませんのでご承知おきください。 ・身体に障がいがあり、受験上の配慮を必要とする場合は、申込フォームの所定欄に記載するとともに、申込みの前に配慮事項を電話にてご連絡ください。
---------	---

10 勤務条件

身分	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員 (地方公務員ではありません。)
業務内容	薬剤師：調剤業務、薬剤管理指導業務、病棟薬剤業務等
契約期間	期間の定め無し
試用期間	試用期間あり（6か月）
就業場所	採用後、将来以下の県立病院等への人事異動が行われます。 足柄上病院：足柄上郡松田町松田惣領 866-1 こども医療センター：横浜市南区六ツ川 2-138-4 精神医療センター：横浜市港南区芹が谷 2-5-1 がんセンター：横浜市旭区中尾 2-3-2 循環器呼吸器病センター：横浜市金沢区富岡東 6-16-1
就業時間	週 38 時間 45 分（薬剤師は宿日直業務があります）
休憩時間	1 時間
休日等	4 週 8 休、祝日及び年末年始は休日 年次有給休暇（年間 20 日・4 月 1 日付与の場合）のほか、夏季休暇（5 日間）、 出産休暇、忌引休暇、療養休暇、育児休業等の制度あり。
時間外労働	あり
賃金	▼ 6 年制大学卒後職務経験 2 年の場合 月給 約 308,500 円（給料月額＋地域手当）※ あくまで例であり、職務経験の内容等により金額が異なる場合があります。 昇給有り。このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
加入保険	雇用保険、共済組合（健康保険、厚生年金保険）、地方公務員災害補償基金
募集者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構
特記事項	勤務場所には、令和 8 年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）の対象となる施設が含まれており、対応を予定しています。 対応の内容が決定した際は、改めて対象者及び具体的な対応を連絡させていただきますが、採用試験合格者へ想定される対応は次のとおりです。 【想定される対応の例】 ・特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を実施すること及び同確認のために国への戸籍等の提出を依頼すること。 ・犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われ

	ない場合には、内定取消し事由とすること。 ・ 特定性犯罪の前科に係る経歴の詐称を「重要な経歴の詐称」として内定取消し事由とすること。 また、本対応に向けた準備として、選考申込時において申込者全員に特定性犯罪の前科の有無を確認させていただきます（「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は後述の参照条文をご参照ください）。
--	---

※ 金額は令和8年4月現在のもの

※ 受動喫煙防止措置として、採用後の就業場所は敷地内禁煙としています。

※ 本部事務局の移転予定について

神奈川県立病院機構本部は、令和8年8月に横浜市栄区小菅ケ谷1-2-1の本郷台駅前県市等合同施設内（神奈川県立地球市民かながわプラザ、横浜市栄区民文化センター等が入居する施設、JR根岸線本郷台駅から徒歩約5分）に移転します。

11 問い合わせ先

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 本部事務局人事部人事課

【令和8年7月まで】

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル 4階

【令和8年8月以降】

〒247-0007 横浜市栄区小菅ケ谷1-2-1

TEL (045) 651-1233

<https://kanagawa-pho.jp/>

saiyou.1595@kanagawa-pho.jp

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並

びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※ 第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

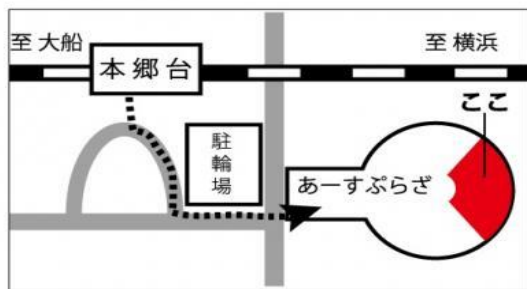
人物試験会場案内図

【場所】 神奈川県職員キャリア開発支援センター

■試験会場

神奈川県職員キャリア開発支援センター（あーすぷらざの建物の中にあります）
（横浜市栄区小菅ケ谷 1-2-1）

※ 正面の階段を上った2階入口から建物（あーすぷらざ）に入り、奥のカフェを通り過ぎた所に入
口があります。



＜交通機関＞

JR 京浜東北線・根岸線「本郷台駅」下車 徒歩5分

※車でのご来場はご遠慮ください